

山梨県公報

第五百六十八号

令和七年

六月五日

木 曜 日

目 次

告 示

○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………二七五

○保安林の指定の予定……………二七五

○家畜伝染病の発生(二件)……………二七六

○道路の区域変更(二件)……………二七六

公 告

○随意契約の相手方の決定について……………二七七

○一般競争入札について……………二七七

○屋外広告物講習会の開催について……………二七九

教育委員会

○令和八年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………二七九

○令和八年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について……………二八三

○令和八年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項……………二八五

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

○令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項……………二八六

山梨県告示第百七十号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(令和五年山梨県告示第百十号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表一の項閲覧場所の欄中「山梨県DX情報政策推進統括官」を「山梨県新価値・地域創造推進局DX課」に改め、同表八の項閲覧場所の欄中「山梨県産業労働部産業人材育成課」を「山梨県産業政策部産業人材課」に改め、同表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、同表十二の項閲覧場所の欄中「山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課」を「募集区分が自然環境・共生にあっては山梨県森林環境部森林環境政策課、火山防災にあっては山梨県防災局防災危機管理課」に改め、同項を同表十一の項とし、同表中十三の項を十二の項とし、十四の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

十七 山梨県職員薬剤師選考採用試験	試験種目別得点、総合得点及び順位	合格通知を発送した日から一箇月間。ただし、合格者については、最終選考結果通知を発送した日から一箇月間	山梨県福祉保健部福祉保健総務課
十八 山梨県職員臨床検査技師選考採用試験	同	同	同

本則第二号の表八の項閲覧場所の欄中「山梨県林政部森林整備課」を「山梨県森林環境部森林整備課」に改め、同表十一の項閲覧場所の欄中「山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課」を「山梨県森林環境部自然共生推進課」に改め、同表十二の項閲覧場所の欄中「山梨県産業労働部産業振興課」を「山梨県産業政策部産業振興課」に改め、同表十三の項閲覧場所の欄中「山梨県産業労働部産業人材育成課」を「山梨県産業政策部産業人材課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 保安林の所在場所 笛吹市御坂町上黒駒字背出し五六二七、五六三〇の一
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和七年六月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	一	北杜市	令和七年五月二十六日

山梨県告示第百七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和七年六月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日

山梨県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和七年六月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大月市七保町瀬戸字下瀬戸一二一番地先から大月市七保町瀬戸字下瀬戸二六五番一地先まで	旧	一〇・三、三〇・七	五六・五
	新	一〇・三、三三・九	五六・五

山梨県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和七年六月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線

三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市秋山字東海戸四七五六番地先から 上野原市秋山字中丸四六九三番一地先まで	旧	六・四 八一・一	一五二・六
	新	一〇・五 八一・一	一五二・六

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年六月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務委託
(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県新価値・地域創造推進局DX課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日
四 随意契約の相手方

- (一) 名称 日本電気株式会社

- (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

- 五 契約金額 三千六百五十二万円

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年六月五日

山梨県富士山科学研究所副所長 岡 田 孝 秀

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量

- (一) 名称 古地磁気分析装置

- (二) 数量 一式

- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

- 3 納入期限 令和八年三月三十一日

- 4 納入場所 副所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県森林環境部富士山科学研究所

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加できないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

(五) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和七年山梨県告示第四十三号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管理課調度担当(電話〇五五―二二三―一三九五)

4 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができるところを、別に副所長が定めるところにより明らかにした者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和七年七月四日(金)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇三―〇〇五 山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾五五九七―一山梨県森林環境部富士山科学研究所(電話〇五五五―七二一六二一一)

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和七年七月四日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和七年七月四日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和七年七月二日(水)午前十時

までに六(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年七月三十日(水)午前十一時

(二) 場所 山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾五五九七―一山梨県富士山科学研究所第二・三会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇三―〇〇五 山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾五五九七―一山梨県森林環境部富士山科学研究所宛に令和七年七月二十九日(火)午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

- 6 最低制限価格の有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県森林環境部富士山科学研究所（電話〇五五五―七二一六二一
一）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Combination system for paleomagnetic measurement 1 set
- 2 Date and time for tender: 11:00AM July 30, 2025
- 3 Bureau in charge: Mount Fuji Research Institute, Forestry and Environment Department, Yamanashi Prefectural Government 5597-1 Kamiyoshida Fujiyoshida Yamanashi 403-0005 Japan TEL 0555-726211

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第二十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。

令和七年六月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 開催日時 令和七年十月三十一日（金）午前九時十分

二 開催場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館（二階大会議室）

三 科目

1 屋外広告物に関する法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料 一科目につき千円（なお、受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。）

五 受講申込み期間 令和七年八月十八日（月）から同年十月十七日（金）までに、電子申請により申請。

六 受講申込書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課 景観まちづくり室（電話〇五五―二二三―一三三三五）

教育委員会

● 令和八年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

令和八年度における山梨県立高等学校及び甲府市立甲府商業高等学校（以下「高等学校」という。）の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

なお、北杜市立甲陵高等学校の入学者選抜については、別途北杜市教育委員会が定める。

令和七年六月五日

山梨県教育委員会

教育長 荻 野 智 夫

I 全日制の課程における前期募集

一 実施校 全日制の課程を設置するすべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

二 募集人員 前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1～4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が別に定める。

1 普通科については、募集定員の四〇％以内

2 理数科、文理科、英語理数科及び探究科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の四〇％以内

3 職業に関する学科については、募集定員の五〇％以内

4 総合学科については、募集定員の五〇％以内

三 出願資格 前期募集に出願できる者は、次の条件のすべてを満たす者とする。

1 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和八年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

四 出願の制限 出願は、一人一校、一学科に限る。

五 出願期間 令和八年一月十五日（木）（一括受付）、同月十六日（金）（受付午前十時～午後四時）及び同月十九日（月）（受付 午前十時～正午）とする。

六 検査

1 検査方法 面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色・適性検査、特技又は個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。

2 検査期日 令和八年一月二十九日（木）及び同月三十日（金）

七 選抜方法 各高等学校長が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動

及び生活状況に関する所見、面接並びに各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の内定 各高等学校長は、令和八年二月六日（金）に中学校長に、校長あての前期募集選抜結果内定通知書及び受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。（中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。）

九 入学許可予定者の発表 全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

十 全国からの募集 北杜高等学校、韭崎高等学校、甲府工業高等学校、巨摩高等学校、笛吹高等学校、日川高等学校、都留高等学校、都留興譲館高等学校及び甲府商業高等学校では、全国募集を実施する。入試の内容や詳細については各実施校の募集要項に定める。

II 全日制の課程における後期募集

一 実施校 全日制の課程を設置するすべての高等学校、学科において後期募集を実施する。

二 選抜の種類 選抜の種類は以下の通りとする。

1 学力検査及び調査書による選抜（以下「一般選抜」という。）

2 学力検査及び面接による選抜（以下「特別選抜」という。）

三 募集人員

1 後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

2 特別選抜における募集人員は、1に定める募集人員に含める。

四 出願資格

「一般選抜」出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和八年三月に卒業する見込みの者

2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和八年三月に修了する見込みの者

3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は令和八年三月に修了する見込みの者

4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和八年三月に修了する見込みの者

5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定

めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認めた者

「特別選抜」出願できる者は、次の条件のすべてを満たす者とする。

1 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和八年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

2 県内に住所を有する者又は県内に所在する中学校若しくはこれに準ずる学校に在籍する者

3 長期欠席者等*で、入学後の高校生活に意欲を持ち、特別選抜による出願を希望する者

4 在籍する1に規定する学校の校長が特別選抜による出願を認める者

*「長期欠席者等」とは、欠席が年間三十日以上のある者、及び欠席が三十日未満の者のうち在籍校において教室での学びが十分にできていない者で次のいずれかに該当するものをいう。

・病気や家庭的な事情（いわゆるヤングケアラー等）などで欠席が多い者

・保健室や教育支援センター、フリースクールへの登校等により在籍校において出席扱いになっている者

五 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。

3 一般選抜と特別選抜の併願はできない。

4 定時制又は通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

5 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。

・普通科と専門教育学科
・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
・都留興譲館高等学校の普通科と工業科

・青洲高等学校の各学科

6 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

六 出願期間 令和八年二月十七日（火）（一括受付）、同月十八日（水）（受付
午前十時～午後四時）及び同月十九日（木）（受付 午前十時～正午）とする。
七 検査

1 検査方法

- ・一般選抜 学力検査を実施する。
- ・特別選抜 学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

- ・検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

・配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

3 検査期日 令和八年三月四日（水）及び同月五日（木）

4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

八 追検査

1 対象者 病気その他やむを得ない事情により、検査のすべて又は一部を欠席した者

2 検査方法 学力検査及び特別選抜にあつては併せて面接を実施する。学力検査の検査教科及び配点並びに検査時間は後期募集の検査に準ずる。

3 検査期日 令和八年三月十日（火）

九 選抜方法

1 一般選抜においては、調査書の記録及び学力検査又は追検査の成績を総合判定し、選抜する。判定に当たっては、調査書の記録と学力検査又は追検査の成績を同等に扱う。

2 特別選抜においては、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

十 入学許可予定者の発表 令和八年三月十二日（木）

Ⅲ 全日制の課程における再募集

一 実施校及び募集人員 全日制の課程を設置するすべての高等学校において、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気その他やむを得ない事情により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）

で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 定時制又は通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。

3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。

- ・普通科と専門教育学科
- ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
- ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
- ・青洲高等学校の各学科

4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和八年三月十二日（木）（受付 午後一時～午後四時）、同月十三日（金）（受付 午前十時～午後四時）及び同月十六日（月）（受付 午前十時～正午）とする。

五 検査

1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

2 検査期日 令和八年三月十七日（火）

六 選抜方法 学力検査又は追検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たつての学力検査又は作文の成績並びに再募集に当たつて実施する面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 令和八年三月十九日（木）

Ⅳ 定時制の課程における入学者選抜

一 実施校 定時制の課程を設置するすべての高等学校、学科において定時制の課程における入学者選抜を実施する。

二 選抜の種類 選抜の種類は以下の通りとする。

1 学力検査、調査書及び面接による選抜（以下「定時制一般選抜」という。）

2 学力検査及び面接による選抜（以下「定時制特別選抜」という。）

三 募集人員

1 募集人員は教育委員会が別に定める。

2 定時制特別選抜における募集人員は、1に定める募集人員に含める。

四 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

五 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。
- 3 定時制一般選抜と定時制特別選抜の併願はできない。
- 4 全日制又は通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
- 5 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

六 出願期間 令和八年二月十七日（火）（一括受付）、同月十八日（水）（受付 午前十時～午後四時）及び同月十九日（木）（受付 午前十時～正午）とする。

七 検査

- 1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。
- 2 学力検査の検査教科及び配点
・検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
・配点は、各検査教科百点とする。
- 3 検査期日 令和八年三月四日（水）及び同月五日（木）
- 4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

八 追検査

- 1 対象者 病気その他やむを得ない事情により、検査のすべて又は一部を欠席した者
- 2 検査方法 学力検査及び面接を実施する。学力検査の検査教科及び配点並びに検査時間は定時制の課程における入学者選抜の検査に準ずる。
- 3 検査期日 令和八年三月十日（火）

九 選抜方法

- 1 定時制一般選抜においては、調査書の記録、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 2 定時制特別選抜においては、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

十 入学許可予定者の発表 令和八年三月十二日（木）
V 定時制の課程における再募集

一 実施校及び募集人員 定時制の課程を設置するすべての高等学校において、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格 全日制の課程における後期募集の一般選抜の出願資格に準ずる。

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 全日制若しくは定時制の課程又は特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程又は特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

3 通信制の課程と併願することはできない。

4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和八年三月十七日（火）、同月十八日（水）及び同月十九日（木）（受付 午前十時～午後四時）並びに同月二十三日（月）（受付 午前十時～正午）とする。

五 検査

- 1 検査方法 再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。
- 2 学力検査の検査教科 検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。
- 3 検査期日 令和八年三月二十四日（火）
- 六 選抜方法 調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 令和八年三月二十六日（木）

VI 通信制の課程における入学者選抜

- 一 実施校 中央高等学校の普通科及び衛生看護科
- 二 募集人員 募集人員は教育委員会が別に定める。
- 三 出願資格 全日制の課程における後期募集の一般選抜の出願資格に準ずるほか、山梨県内に住所を有する者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校准看護学科の在学者、卒業者又は入学許可予定者に限る。

四 出願の制限

- 1 全日制若しくは定時制の課程又は特別支援学校高等部と併願することはできない。
- 2 全日制若しくは定時制の課程又は特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することができない。

五 出願期間

第一期 令和八年三月九日（月）～同月十二日（木）（受付 午前九時～午後四時）とする。

第二期 令和八年三月二十五日（水）～同月二十七日（金）（受付 午前九時～午後四時）とする。

六 検査

1 検査方法 面接、作文及び筆記検査を実施する。

2 検査期日 面接は出願時に行う。次の第一期、第二期検査期日に、作文及び筆記検査を行う。

第一期出願期間の出願者を対象とする第一期検査 令和八年三月十三日（金）
第二期出願期間の出願者を対象とする第二期検査 令和八年三月二十八日（土）

七 選抜方法 調査書の記録、面接、作文及び筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 第一期検査受検者については令和八年三月十八日（水）付けで、第二期検査受検者については同年四月二日（木）付けで通知する。

Ⅶ 実施要項 詳細については、教育委員会が別に定める「令和八年度山梨県公立高等学校入学選抜実施要項」による。

● 令和八年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学選抜の基本事項について

令和八年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学選抜の基本事項について、次のとおり定める。

令和七年六月五日

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

Ⅰ 入学選抜の基本的な考え方

一 教育目標 山梨県の基幹産業である機械・電子産業の持続的な発展を支え、県内企業において、製品、設備、工程の設計等を担うことができる即戦力となる人材を育成する。

二 入学選抜 教育目標に相応しい入学者を見出すため、推薦募集、一般募集及び再募集の入学選抜を行う。

Ⅱ 募集定員 二十名程度とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

推薦募集

二十名程度

機械系コース 十五名程度

電子系コース 五名程度

一般募集 若干名（ただし、推薦募集の結果、入学許可予定者が二十名に満たない場合、その満たない人数を合わせて募集することができる。）

Ⅲ 推薦募集

一 出願資格 次のすべてを満たす者とする。

1 山梨県立甲府工業高等学校専攻科（以下「本専攻科」という。）が指定する山梨県内の高等学校（以下「指定校」という。）又は山梨県立甲府工業高等学校を令和八年三月に卒業見込みの者

2 高等学校学習指導要領（平成三十年三月告示）の教科工業及び情報に関する科目のうち、別表一に示す科目を二十五単位以上修得見込みの者

3 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

4 本専攻科の学習内容を理解し、学習意欲が高く、入学後も本専攻科の中心となって活躍できる生徒として指定校の高等学校長が推薦する者又は甲府工業高等学校長が認める者

5 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者
出願期間 令和七年九月二十九日（月）から十月六日（月）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び十月七日（火）の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。

(一) 集団面接

(二) 実技検査 次の(1)から(3)までのいずれかを選択して実施する。ただし別表二に示す技能検定等取得者は免除とする。

(1) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）

(2) 電気系実技検査（電気工事）

(3) 電子系実技検査（電子回路の組立）

2 検査期日 令和七年十月十七日（金）

四 選抜方法 調査書の記録、志願理由書、集団面接、実技検査、別表二に示す技能検定等の取得の成績を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和七年十月二十四日（金）

Ⅳ 一般募集

一 出願資格

1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和八年三月卒業見込みの者で、次の条件のすべてを満たす者とする。

(一) 高等学校学習指導要領（平成三十年三月告示）の教科工業及び情報に関する科目のうち、別表一に示す科目を二十五単位以上修得または修得見込みの者（令和五年度以前に高等学校を卒業した者は、平成二十一年三月告示以前の高等学校学習指導要領において、別表一に準ずる科目を二十五単位以上修得していること）

(二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

2 大学等を卒業した者又は中途退学した者で、次の条件のすべてを満たす者とする。

(一) 1の(一)と同等であると甲府工業高等学校長が認めた者

(二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

二 出願期間 令和八年一月六日（火）から同月十三日（火）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月十四日（水）の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。

(一) 集団面接

(二) 実技検査 次の(1)から(3)までのいずれかを選択して実施する。ただし別表二に示す技能検定等取得者は実技検査を免除とする。

(1) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）

(2) 電気系実技検査（電気工事）

(3) 電子系実技検査（電子回路の組立）

(三) 筆記検査

数学 「数学Ⅰ」

教科工業に関する科目（①または②を選択）

① 「工業情報数理」「機械工作」「機械設計」

② 「工業情報数理」「電気回路」「ハードウェア技術」

2 検査期日 令和八年一月二十四日（土）

四 選抜方法 書類、集団面接、実技検査、筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和八年一月三十日（金）

六 追検査

1 対象者 病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和八年一月二十六日（月）から二月九日（月）までの日のなか
ら、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和八年二月十七日（火）。ただし、追検査受検者の
全ての検査を終えた場合、令和八年二月十七日（火）より前に発表を行うことが
ある。

V 再募集

一 実施及び募集人員 推薦募集及び一般募集の入学者選抜の結果、入学許可予定者
が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。再募集の募集人員の数は、募集
定員の数から推薦募集及び一般募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教
育委員会が別に定める。

二 出願資格 一般募集に準ずる。

三 出願期間 令和八年二月二十日（金）から同月二十六日（木）までの期間（土曜
日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

四 検査

1 検査方法 一般募集に準ずる。

2 検査期日 令和八年三月二日（月）

五 選抜方法 一般募集に準ずる。

六 入学許可予定者の発表 令和八年三月六日（金）

Ⅵ 実施要項 詳細については、別に定める「令和八年度山梨県立甲府工業高等学校専
攻科創造工学科入学者選抜実施要項」による。

別表一

機械系コース・電子系コース共通科目	工業技術基礎 課題研究 実習（※） 製図（※） 工業情報数理 情報Ⅰ 工業材料技術 工業技術英語 工業管理技術 工業環境技術
機械系コースへ出願	機械工作 機械設計 原動機 電子機械 生産技術 自動車工学 自動車整備
電子系コースへ出願	電気回路 電気機器 電力技術 電子技術 電子回路 電子計測制御 通信技術 プログラミング技術 ハードウェア技術 ソフトウェア技術 コンピュータシステム技術

(※) 実習、製図：機械系コースは機械系の学習内容
電子系コースは電気・電子・情報系の学習内容

別表二

機械系コースへ出願	金属熱処理三級以上 機械加工（普通旋盤）三級以上 機械加工（フライス盤）三級以上 機械加工（マシニング センタ）三級以上 仕上げ（機械組立仕上げ）三級以上 機械検査三級以上 機械保全三級以上 貴金属装身具製作 三級以上
電子系コースへ出願	電子機器組立て三級以上 シーケンス制御三級以上 プ リント配線板製造三級以上 第二種電気工事士以上

● 令和八年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について
令和八年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について、
次のとおり定める。

令和七年六月五日

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

I 入学者選抜の基本的な考え方

一 教育目標 建築に関わる知識を体系的に学び、工学的技術を身につけ、建築文化
について理解を深めることにより、価値ある生活環境の創出を目指し、地域社会で
活躍できる人材を養成する。

二 入学者選抜 教育目標に相応しい入学者を見出すため、一次募集、二次募集及び
三次募集の入学者選抜を行う。

募集定員 三十名とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

一次募集	三十名
二次募集	一次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、 二次募集を実施する。二次募集の募集人員は、募集定員から一次募集 の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める

三次募集	一次募集選抜及び二次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に 満たない場合は、三次募集を実施する。三次募集の募集人員は、募集 定員から一次募集及び二次募集の入学許可予定者の数を減じた数をも とに、教育委員会が別に定める。
------	--

III 一次募集

一 出願資格 次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令
和八年三月卒業見込みの者

2 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者

二 出願期間 令和七年九月五日（金）から同月十八日（木）までの期間（土曜日、
日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月十九日
（金）の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）

2 検査期日 令和七年九月二十七日（土）

四 選抜方法 書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）の結果を総合判定し、選
抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和七年十月一日（水）

六 追検査

1 対象者 病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和七年九月二十八日（日）から十月四日（土）までの日のなか
ら、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和七年十月六日（月）。ただし、追検査受検者の全
ての検査を終えた場合、令和七年十月六日（月）より前に発表を行うことがあ
る。

IV 二次募集

一 出願資格 一次募集に準ずる。

二 出願期間 令和七年十一月十日（月）から同月二十日（木）までの期間（土曜
日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十一
日（金）の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）

2 検査期日 令和七年十一月二十九日（土）

四 選抜方法 書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）の結果を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和七年十二月三日（水）

六 追検査

1 対象者 病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和七年十一月三十日（日）から十二月六日（土）までの日のなか
ら、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和七年十二月八日（月）。ただし、追検査受検者の
全ての検査を終えた場合、令和七年十二月八日（月）より前に発表を行うことが
ある。

V 三次募集

一 出願資格 一次募集に準ずる。

二 出願期間 令和八年一月三十日（金）から二月十二日（木）までの期間（土曜
日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び二月十三日
（金）の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）

2 検査期日 令和八年二月二十一日（土）

四 選抜方法 書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）の結果を総合判定し、選
抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和八年二月二十五日（水）

六 追検査

1 対象者 病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和八年二月二十二日（日）から同月二十八日（土）までの日の中
から、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和八年三月二日（月）。ただし、追検査受検者の全
ての検査を終えた場合、令和八年三月二日（月）より前に発表を行うことがあ
る。

VI 実施要項 詳細については、別に定める「令和八年度山梨県立甲府工業高等学校専

攻科建築科入学者選抜実施要項」による。

● 令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園部及び高等部入学者選抜の基本事項について
令和八年度山梨県立特別支援学校幼稚園部及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとお
り定める。

令和七年六月五日

山梨県教育委員会

教育長 荻 野 智 夫

- 1 募集定員
- 各特別支援学校の募集定員は、別に定める。
- 2 出願資格
- 保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学 校 名	募 集 区 分		要 件
盲学校	幼稚部		(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第 22 条の 3 に規定する視覚障害者で、令和 8 年 4 月 1 日現在において満 3 歳以上 6 歳未満の者
	高 等 部	本科普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	(2) 高等部本科 施行令第 22 条の 3 に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和 8 年 3 月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者（以下「中学校卒業見込者等」という。） ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (3) 高等部専攻科 施行令第 22 条の 3 に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科、高等学校、これに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ろう学校	幼稚部		(1) 幼稚部 施行令第 22 条の 3 に規定する聴覚障害者で、令和 8 年 4 月 1 日現在において満 3 歳以上 6 歳未満の者
	高 等 部	本科普通科	(2) 高等部 施行令第 22 条の 3 に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

学 校 名	募 集 区 分		要 件
甲府支援学校	高 等 部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和8年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの支援学校	高 等 部	本科普通科	
わかば支援学校	高 等 部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和8年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高 等 部	本科普通科	
やまびこ支援学校	高 等 部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和8年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高 等 部	本科普通科	
高等支援学校桃花台学園	高 等 部	本科産業技術科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1) 次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和8年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3) 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和7年12月26日（金）までに受けること。

イ 出願期間

令和8年1月15日（木）（一括受付）、同月16日（金）（受付：午前9時～午後4時）及び同月19日（月）（受付：午前9時～正午）とする。

ウ 出願書類

(ア) 入学願書

(イ) 志願理由書

(ウ) 確約書

(エ) 調査書

(オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和7年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、令和7年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和7年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。）

② 入学検査

ア 期日

令和8年1月29日（木）

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和8年2月4日（水）

ウ 会場

桃花台学園

エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校（以下「盲学校等」という。）

① 出願

ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ 出願期間

令和8年2月12日（木）から13日（金）、同月16日（月）から17日（火）（受付：午前9時～午後4時）及び同月18日（水）（受付：午前9時～正午）とする。

ウ 出願書類

a 入学願書

b 調査書（幼稚部は除く。）

c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和8年1月以降発行のもの

d 健康診断票又は指定様式の診断書

医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。ただし、病弱者については県教育委員会が指定する様式による。）で、令和8年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学部を令和8年3月卒業見込みの者を除く。）

あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター発行のものとする。

学校名	健康診断票又は指定様式の診断書 (志願先特別支援学校の中学部を令和8年3月卒業見込みの者を除く。)
盲学校	(視覚障害者) 令和8年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
ろう学校	(聴覚障害者) 令和8年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
甲府支援学校	(肢体不自由者) 令和8年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和8年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による）
あけぼの支援学校	(肢体不自由者) 令和8年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者） (病弱者) 令和8年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による）
わかば支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和7年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる)
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 令和8年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和8年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による）
ふじざくら支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和7年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる）

エ 出願上の留意事項

志願者は、令和7年12月26日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を令和8年3月卒業見込みの者は除く。）

② 入学検査

- ア 期日
令和8年3月4日（水）
- イ 会場
各志願先特別支援学校
- ウ 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
甲府支援学校	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接 ・生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

※ 盲学校高等部本科保健医療科、専攻科保健医療科及び専攻科理療科以外の募集区分においては、志願者の障害及び健康状態に応じて検査内容を変更又は一部免除することがある。

③ 追検査

- ア 対象者
盲学校高等部本科保健医療科、専攻科保健医療科及び専攻科理療科における入学者選抜の入学検査志願者のうち、新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者
- イ 期日
令和8年3月10日（火）
- ウ 会場
盲学校
- エ 追検査の内容
「3（2）② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

- 令和8年2月6日（金）
- なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校等

- 令和8年3月12日（木）

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじぐら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

- (1) 盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじぐら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）及びろう学校幼稚部

「2 出願資格」による。

イ 高等部（盲学校専攻科を除く。）

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじぐら支援学校においては、肢体不自由及び病弱）の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限（高等部）

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

③ 出願期間

令和8年3月13日(金)（受付：午前9時～午後4時）及び同月16日(月)（受付：午前9時～正午）とする。

④ 入学検査の内容

志願先特別支援学校長が別途定める。

⑤ 検査期日

令和8年3月17日(火)

⑥ 入学許可予定者の発表

令和8年3月19日(木)

⑦ 出願上の留意事項

志願者は、令和7年12月26日(金)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を令和8年3月卒業見込みの者は除く。）

- (2) 桃花台学園

① 出願資格

ア 「2 出願資格」による。

イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限

ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。

イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和7年12月26日(金)までに受けること。

③ 出願期間

令和8年3月13日(金)（受付：午前9時～午後4時）及び同月16日(月)（受付：午前9時～正午）とする。

④ 入学検査の内容

桃花台学園校長が別途定める。

⑤ 検査期日

令和8年3月17日(火)

⑥ 入学許可予定者の発表

令和8年3月19日(木)

6 実施要項

詳細については、別に定める「令和8年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、

「令和8年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和8年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番